

第13章 地震災害シナリオの作成

前章までの被害想定結果に基づき、各想定地震・津波が発生した場合の被害と、県、市町村及び防災関係機関（以下「県等」）の対応を、時間経過に即して地震災害シナリオとして作成する。

13.1 シナリオ作成の目的

「地震災害シナリオ」は、県等における大規模地震発生時の災害応急対策の内容やその量的な備えを検討するために、陸域の5地震及び、今回調査で地震動の被害想定対象とした4地震、津波の被害想定対象とした海域の5地震の計10の想定地震・津波について、その被害と発生後の時間経過に即した災害対応の推移について記載する。

人的被害は、人々の所在地や活動状況に左右され、地震・津波の発生時刻や季節によって異なったものとなる。特に発生直後の事態推移は、想定地震・津波によってかなり異なったものとなる。

また、想定地震・津波ごとに被災地が異なり、県内各地域の被災状況をそれぞれ示すものとなっている。

県等においては、それぞれのシナリオにおける自らの状況を認識し、今後、これに対応した適切な地震・津波防災対策に結びつけていくことが必要である。

表 13.1-1 対象地震及び対象ハザード（海域の地震）

対象地震		ハザード	
		地震動	津波
近地地震	鳥取県沖合（F55）断層	今回想定	今回津波想定
	島根半島沖合（F56）断層	今回想定	今回津波想定
	島根県西方沖合（F57）断層	今回想定	今回津波想定
	浜田市沖合断層の地震	H24 県調査成果	今回津波想定
遠地地震	青森県西方沖合（F24）断層	—	今回津波想定

13.2 シナリオの作成方法

(1) シナリオの種類

シナリオには、自然現象（地震動・津波）とそれに起因する物的・人的被害及び社会機能支障、さらに、これに対応した県等の対策活動を記載する。また、避難者数や必要な物資の量なども可能な範囲で記載する。

記載する内容は、以下の3つのシナリオに分けて整理する。

①被害シナリオ

被害想定の項目に準じて、被害状況の概略について記載

②対策活動シナリオ(1)：活動体制・情報、交通・ライフライン、経済

県等の活動体制、交通・ライフライン被害に対する対策、経済面の対策等主に対策活動の基本的な事項や、社会基盤に関する対策活動について記載

③対策活動シナリオ(2)：救出・救急・医療・福祉、避難・救援、住宅

被災した県民に対して直接行う、救出・救急・医療・福祉、避難・救援、住宅、災害ボランティア等の主に被災者救援に関する対策活動について記載

今回調査では、表 13.2-1 に示すシナリオ表を作成する。なお、各想定地震のうち、被害が最大の時間帯を対象としてシナリオを作成する。

表 13.2-1 (2) 作成するシナリオ表（陸域の地震）

No.	地震	シナリオの種類	シナリオの表番号
1	宍道断層の地震 (平日冬 18 時)	①被害シナリオ	表 13.3-1
		②対策活動シナリオ(1)	
		③対策活動シナリオ(2)	
2	宍道湖南方断層の地震 (平日冬 5 時)	①被害シナリオ	表 13.3-2
		②対策活動シナリオ(1)	
		③対策活動シナリオ(2)	
3	大田市西南方断層の地震 (平日冬 5 時)	①被害シナリオ	表 13.3-3
		②対策活動シナリオ(1)	
		③対策活動シナリオ(2)	
4	浜田市沿岸断層の地震 (平日冬 18 時)	①被害シナリオ	表 13.3-4
		②対策活動シナリオ(1)	
		③対策活動シナリオ(2)	
5	弥栄断層帯の地震 (平日冬 5 時)	①被害シナリオ	表 13.3-5
		②対策活動シナリオ(1)	
		③対策活動シナリオ(2)	

表 13.2-1 (2) 作成するシナリオ表（海域の地震）

No.	地震	シナリオの種類	シナリオの表番号
6	鳥取県沖合 (F55) 断層 (平日冬 18 時)	①被害シナリオ	表 13.3-6
		②対策活動シナリオ(1)	
		③対策活動シナリオ(2)	
7	島根半島沖合 (F56) 断層 (平日冬 18 時)	①被害シナリオ	表 13.3-7
		②対策活動シナリオ(1)	
		③対策活動シナリオ(2)	
8	島根県西方沖合 (F57) 断層 (平日冬 5 時)	①被害シナリオ	表 13.3-8
		②対策活動シナリオ(1)	
		③対策活動シナリオ(2)	
9	浜田市沖合断層の地震 (平日冬 5 時)	①被害シナリオ	表 13.3-9
		②対策活動シナリオ(1)	
		③対策活動シナリオ(2)	
10	青森県西方沖合 (F24) 断層 (平日冬 5 時)	①被害シナリオ (津波被害のみ)	表 13.3-10
		②対策活動シナリオ(1)	
		③対策活動シナリオ(2)	

なお、県内の原子力発電所については地震被害想定の対象としていないため、対策活動に影響を及ぼすような被害は発生しないものとしてシナリオを作成する。

(2) シナリオの期間

シナリオは、応急対策が落ち着くと想定される約1ヶ月後までを詳しく作成する。
期間は概ね次のように区分する。

- 発災期：地震・津波発生直後
- 災害拡大期：地震・津波発生後1日間程度
- 災害鎮静期：1日後～1週間後程度
- 復旧・復興期：1週間後～1ヵ月（～数年）

(3) 地区区分

(1)に記した対策活動シナリオについては、各地震の震源及び被災地域の広がりも考慮し、国、県、市町村等（大被害地域、その他地域）に分けて記載する。

また、「市町村等」には、行政機関だけでなく、ライフライン事業者、医療機関、自主防災組織等も含めている。

なお、地区区分については、島根県地域防災計画に従って分けており、図13.2-1のとおりである。

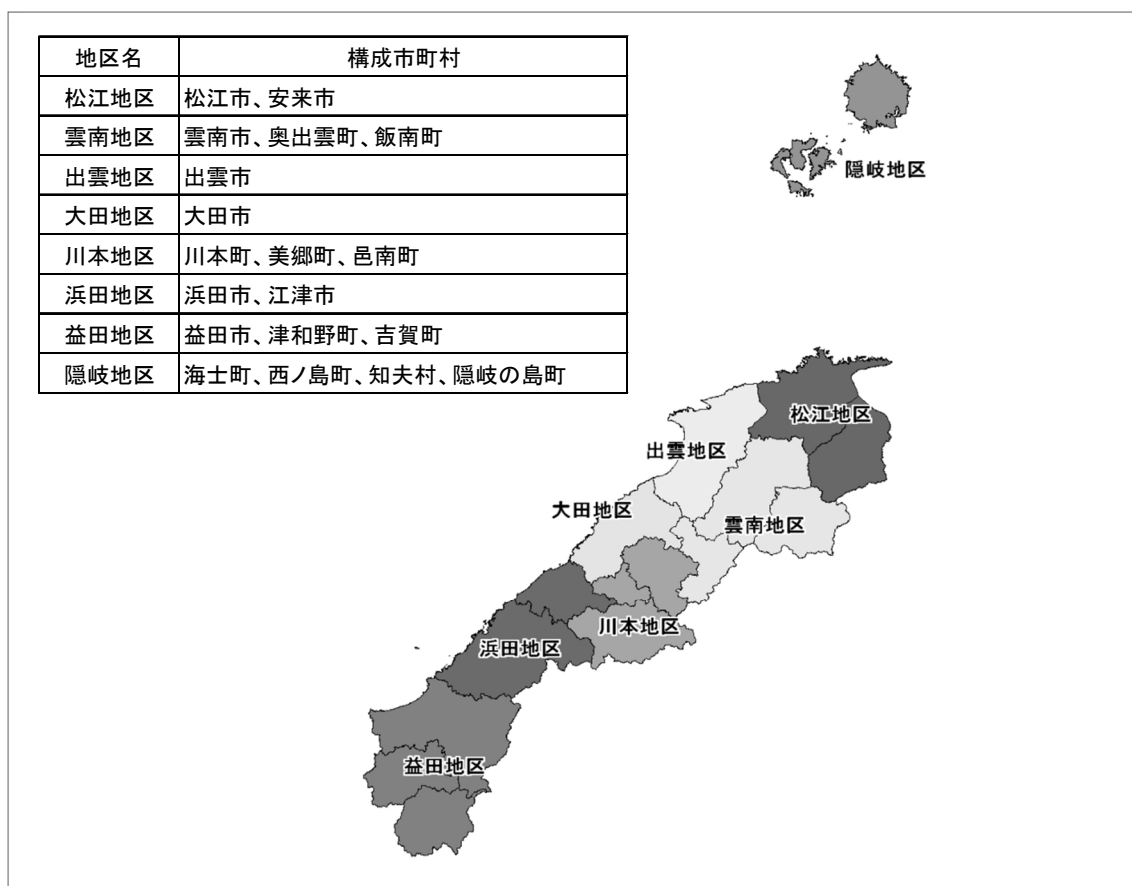


図 13.2-1 地区区分

13.3 シナリオの作成結果

作成したシナリオ表を、表 13.2-1 の「シナリオの表番号」のとおり、表に示す。
また、以下に想定地震別にシナリオの概要を記述する。

(1) 宍道断層の地震（平日冬 18 時）

冬の平日 18 時頃、宍道断層を震源とするマグニチュード 7.1（気象庁マグニチュード）規模の地震が発生。松江市で震度 7 の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中核を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。

平日の 18 時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、松江駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしている時間であり、松江市を中心に火災が 29 件発生し、消火活動を行うものの、24 時間後には約 1,700 棟の建物が焼失する。

地震による揺れや液状化、崖崩れでは、全壊約 3,300 棟、半壊約 10,700 棟の建物被害が発生する。

松江市を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約 130 人、負傷者約 1,200 人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江市を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1 日後には約 3.1 万人が避難所へ避難する。最低でも食料は約 11.1 万食/日、飲料水約 140 トン/日、毛布は寒い時期であり約 6.2 万枚（1 人 2 枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

また、松江市では孤立集落が発生し、孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送が必要となる。道路の復旧が長期間掛かる場合は、当該集落の住民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 1.1 万人が避難所に避難する状況である。建物倒壊や火災延焼により自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等を活用し住宅供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる PTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

(2) 宍道湖南方断層の地震（平日冬 5 時）

冬の平日 5 時頃、宍道湖南方断層を震源とするマグニチュード 7.3（気象庁マグニチュード）規模の地震が発生。雲南市の一部で震度 6 弱の揺れを観測し、雲南地区を中心に甚大な被害が発生する。松江・出雲地区では、揺れによる被害のほか、液状化による被害が大きい。

平日の 5 時という多くの住民が睡眠中の時間帯に発生した地震のため、火災は発生せず、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約 710 棟、半壊約 2,600 棟、人的被害は死者 5 人、負傷者約 120 人にのぼる。

松江・出雲・雲南地区を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1 日後には約 4,700 人が避難所へ避難する。最低でも食料は約 1.7 万食/日、飲料水約 35 トン/日、毛布は寒い時期であり約 9,300 枚（1 人 2 枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達を行う。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 1,600 人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる PTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

雲南・松江・出雲地区を中心に被害を受けるが、県等による迅速、的確な応急対策活動の実施に取り組むことができる。

(3) 大田市西南方断層の地震（平日冬 5 時）

冬の平日 5 時頃、大田市西南方断層を震源とするマグニチュード 7.3（気象庁マグニチュード）規模の地震が発生。大田市の一部で震度 7 の揺れを観測し、大田・川本地区を中心に甚大な被害が発生する。

平日の 5 時という多くの住民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約 590 棟、半壊約 3,400 棟、人的被害は死者 12 人、負傷者約 300 人にのぼる。

大田市を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1 日後の避難者は約 4,800 人となり、最低でも食料は約 1.7 万食/日、飲料水約 40 トン/日、毛布は寒い時期であり約 9,600 枚（1 人 2 枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 1,300 人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる PTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

大田市では甚大な被害が発生し、市役所では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速かつ的確な指示や応援等により応急対策活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

(4) 浜田市沿岸断層の地震（平日冬 18 時）

冬の平日 18 時頃、浜田市沿岸断層を震源とするマグニチュード 7.3(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生。浜田市の一部で震度 7 の揺れを観測し、浜田市、江津市を中心に甚大な被害が発生する。

平日の 18 時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、浜田地区の主要駅周辺では帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしているときであり、浜田市を中心に火災が 10 件発生し、消火活動を行うものの、24 時間後には約 1,500 棟の建物が焼失する。

地震による揺れや急傾斜地崩壊などで、全壊約 1,400 棟、半壊約 4,900 棟の建物被害が発生する。

浜田地区を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約 90 人、負傷者約 800 人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

浜田地区を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1 日後の避難者は約 8,000 人にのぼり、最低でも食料は約 2.9 万食/日、飲料水約 20 トン/日、毛布は寒い時期であり約 1.6 万枚（1 人 2 枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 3,600 人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる P T S D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

浜田市、江津市では甚大な被害を受け、市役所では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速かつ的確な指示や応援等により応急対策活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

(5) 弥栄断層帯の地震（平日冬 5 時）

冬の平日 5 時頃、弥栄断層帯を震源とするマグニチュード 7.6（気象庁マグニチュード）規模の地震が発生。益田地区で震度 6 強の揺れを観測し、同地区を中心に被害を受ける。

平日の 5 時という多くの住民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約 360 棟、半壊約 1,600 棟、人的被害は死者 14 人、負傷者 310 人にのぼる。

益田地区を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1 日後の避難者は約 2,700 人となり、最低でも食料は約 9,600 食/日、飲料水約 20 トン/日、毛布は寒い時期であり約 5,300 枚（1 人 2 枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内各市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 650 人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる PTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

益田地区を中心に被害を受け、市町役場では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速な指示や応援等に取り組むが、県東部から被災地までの距離が遠く、迅速な応急対策活動の実施には他県からの応援も必要となる。

(6) 鳥取県沖合（F55）断層の地震（平日冬 18 時）

冬の平日 18 時頃、鳥取県沖合（F55）断層を震源とするマグニチュード 8.1（気象庁マグニチュード）規模の地震が発生。松江市で震度 6 強の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中核を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、松江市の沿岸では地震発生 6 分後に第一波（20cm）の津波が到達し、隠岐の島町では 39 分後に約 5.4m の最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫からも火災が発生。松江、隠岐地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生する。建物等に燃え移り延焼が拡大、山間部では山林に燃え移りさらに延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。

松江市、隠岐地区の住民の避難が間に合わず、津波により約 160 人の死者が発生する。また、松江市や隠岐地区を中心に全壊約 390 棟、半壊約 1,030 棟、床上浸水約 1,300 棟、床下浸水 3,200 棟の建物被害が発生する。

地震による揺れや液状化、崖崩れでは、全壊約 8,960 棟、半壊約 27,600 棟の建物被害が発生する。

松江市を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約 320 人、負傷者約 2,500 人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

平日の 18 時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、松江駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしている時間であり、松江地区を中心に火災が 89 件発生し、消火活動を行うものの、24 時間後には約 3,900 棟の建物が焼失する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江、出雲地区を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1 日後には約 5.5 万人が避難所へ避難する。最低でも食料は約 19.8 万食/日、飲料水約 330 トン/日、毛布は寒い時期であり約 11 万枚（1 人 2 枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

また、隠岐の島町では孤立集落が発生し、孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送が必要となる。道路の復旧が長期間掛かる場合は、当該集落の住民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 2.9 万人が避難所に避難する状況である。建物倒壊や火災延焼により自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等を活用し住宅供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる PTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続く、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

隠岐地区に対しては、自衛隊、海上保安庁等の船舶・航空機により物資、人的派遣を行う。

(7) 島根半島沖合（F56）断層の地震（平日冬 18 時）

冬の平日 18 時頃、島根半島沖合（F56）断層を震源とするマグニチュード 7.7（気象庁マグニチュード）規模の地震が発生。松江市で震度 7 の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中核を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、出雲市の沿岸では地震発生 5 分後に第一波（20cm）の津波が到達し、20 分後に約 4.5m の最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫からも火災が発生。出雲地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生する。建物等に燃え移り延焼が拡大、山間部では山林に燃え移りさらに延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。

出雲市を中心に一部の住民の避難が間に合わず、津波により約 40 人の死者が発生する。また、出雲市を中心に全壊約 90 棟、半壊約 230 棟、床上浸水約 240 棟、床下浸水約 350 棟の建物被害が発生する。

一方、地震による揺れや液状化、崖崩れでは、全壊約 10,640 棟、半壊約 42,190 棟の建物被害が発生する。

出雲市を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約 300 人、負傷者約 2,600 人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

平日の 18 時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、松江駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしている時間であり、松江市、出雲市を中心に火災が 110 件発生し、消火活動を行うものの、24 時間後には約 3,910 棟の建物が焼失する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江市、出雲市を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1 日後には約 6.7 万人が避難所へ避難する。最低でも食料は約 24.2 万食/日、飲料水約 490 トン/日、毛布は寒い時期であり約 13.4 万枚（1 人 2 枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

また、出雲市では孤立集落が発生し、孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送が必要となる。道路の復旧が長期間掛かる場合は、当該集落の住民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 2.8 万人が避難所に避難する状況である。建物倒壊や火災延焼により自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等を活用し住宅供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる PTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

(8) 島根県西方沖合（F57）断層の地震（平日冬 5 時）

冬の平日 5 時頃、島根県西方沖合（F57）断層を震源とするマグニチュード 8.2（気象庁マグニチュード）規模の地震が発生。出雲市で震度 6 弱の揺れを観測し、同市を中心に甚大な被害が発生する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、大田市の海岸では地震発生 14 分後に第一波（20cm）の津波が到達し、西ノ島町では 40 分後に約 6.3m の最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫から火災が発生。浜田地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生する。建物等に燃え移り延焼が拡大、山間部では山林に燃え移りさらに延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。

一部の住民は地震後すぐに避難を開始するが、多くの住民は睡眠中に起きた地震であるため避難開始が遅れ、津波により約 240 人の死者が発生する。また、全壊約 770 棟、半壊約 1,130 棟、床上浸水約 1,570 棟、床下浸水約 2,240 棟の建物被害が発生する。

一方、平日の 5 時という多くの住民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は 2 件と少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約 3,360 棟、半壊約 37,510 棟、建物被害等による人的被害は死者約 50 人、負傷者 2,140 人にのぼる。

松江市、出雲市を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1 日後の避難者は約 6.0 万人となり、最低でも食料は約 21.6 万食/日、飲料水約 460 トン/日、毛布は寒い時期であり約 12.0 万枚（1 人 2 枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 2.3 万人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる P T S D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

(9) 浜田市沖合断層の地震（平日冬 5 時）

冬の平日 5 時頃、浜田市沖合断層を震源とするマグニチュード 7.3（気象庁マグニチュード）規模の地震が発生。浜田地区の一部で震度 6 強の揺れを観測し、浜田・大田地区を中心に被害を受ける。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、江津市の海岸では地震発生 7 分後に第一波（20cm）の津波が到達し、10 分後に約 2.7m の最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

住民は地震後すぐに避難を開始し死者は発生しないが、半壊 2 棟、床上浸水約 90 棟、床下浸水約 580 棟の建物被害が発生する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫から火災が発生。建物等に燃え移り延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。

一方、地震の揺れや液状化による建物被害等は、浜田・大田地区を中心に全壊約 110 棟、半壊約 510 棟が発生する。また、建物被害等により死者 4 人、負傷者約 80 人が発生する。

浜田・大田地区では、避難する人が増え、1 日後の避難所への避難者は約 1,300 人、最低でも食料は約 4,800 食/日、飲料水 5 トン/日、毛布は寒い時期であり約 2,600 枚（1 人 2 枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 300 人が避難所に避難する状況である。応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって避難者への住宅供給を図る。

避難者や被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる PTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

浜田・大田地区の沿岸部を中心に被害が発生するが、応急対策活動に物的・人的資源に大きな制約はない状況下で取り組むことができる。

(10) 青森県西方沖合 (F24) 断層の地震 (平日冬 5 時)

冬の平日 18 時頃、青森県西方沖合 (F24) 断層を震源とするマグニチュード 8.4 (気象庁マグニチュード) 規模の地震が発生。震源が遠いことから、島根県における地震の揺れは極めて小さく、揺れによる被害は発生しない。

しかし、海域を震源とする地震のため津波が発生し、気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

朝 5 時という時間から、睡眠中で地震に気が付かない住民も多いが、津波到達時間まで、早い地区でも地震発生から 83 分程度あり、消防団や自主防災組織等の地域住民の協力により、要配慮者の避難支援をはじめ、きめ細かい避難対応を行う事ができ、島根県内での津波による人的被害は防ぐことができる。

一方、隠岐地区では最大約 6.7m の津波が到来し、松江、出雲、隠岐地区では全壊約 150 棟、半壊約 800 棟、床上浸水約 1,320 棟、床下浸水約 3,460 棟の甚大な建物被害が発生する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫から火災が発生。松江、出雲、隠岐地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生する。建物等に燃え移り延焼が拡大、山間部では山林に燃え移りさらに延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。

松江、出雲、隠岐地区を中心に、建物被害を受けた避難者が増加する。1 日後の避難所に避難する人は約 5,200 人、最低でも食料は約 1.9 万食/日、飲料水約 16 トン/日、毛布は寒い時期であり約 1 万枚 (1 人 2 枚) が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 2,000 人が避難所に避難する状況である。応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって避難者への住宅供給を図る。

避難者や被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる PTSD (心的外傷後ストレス障害) へのケアが必要になる。

大きな被害を受けた松江市や出雲市の沿岸地域を中心とする応急対策活動は、物的・人的資源に大きな制約はない状況下で取り組むことができる。

一方、隠岐地区は離島のため、自衛隊、海上保安庁等の船舶・航空機により物資、人的派遣が必要となる。